

北松中央病院第7期中期計画(案)の構成(第7期中期目標との対比)

第7期中期目標 (法第25条)	
前文	
第1 中期目標の期間 (法第25条2項1号)	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (法第25条2項2号)	
1	地域で担うべき医療の提供
2	医療水準の向上
3	患者サービスの向上
4	地域医療機関等との連携
5	市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 (法第25条2項3号)	
1	効率的な業務運営と情報公開
2	事務部門の専門性の向上
3	職員満足度の向上
第4 財務内容の改善に関する事項 (法第25条2項4号)	
1	経営基盤の確立と財務体質の強化
2	収益の確保と費用の節減
第5 その他業務運営に関する重要事項 (法第25条2項5号)	
1	地域医療構想の実現に向けた取組み
2	働き方改革の推進
3 新興・再興感染症への対策と対応(変更)	

第7期中期計画(案) (法第26条・第83条)			
前文			
第1 中期計画の期間		第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画(法第26条2項3号)	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (法第26条2項1号)			
1	地域で担うべき医療の提供		
2	医療水準の向上		
3	患者サービスの向上		
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (法第26条2項2号)		1 予算	
1	効率的な業務運営と情報公開	2 収支計画	
2	事務部門の専門性の向上	3 資金計画	
3	職員満足度の向上	第7 短期借入金の限度額(法第26条2項4号)	
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画(法第26条2項4の2号)	
1	経営基盤の確立と財務体質の強化	第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(法第26条2項5号)	
2	収益の確保と費用の節減	第10 剰余金の使途(法第26条2項6号)	
第5 その他業務運営に関する重要事項		第11 料金に関する事項(法第83条)	
1	地域医療構想の実現に向けた取組み	1	使用料及び手数料
2	働き方改革の推進	2	減免
3 新興・再興感染症への対策と対応(変更)		第12 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項(法第26条2項7号)	
		1	人事に関する計画
		2	施設及び設備に関する計画
		3	法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画